

食中毒にご注意を

遠足やハイキングなどイベントが多い季節になりました。気温が高くなると食中毒が起こりやすくなりますので、食品の衛生的な取り扱いを心がけましょう。

- ◆お弁当を作るときは
 - ・必ず食べる当日に作りましょう。
 - ・作る前、食べる前には手をよく洗いましょ。
 - ・食品は、中心部までしっかりと加熱し、十分に冷ましてから清潔な箸で弁当箱に詰めましょう。
 - ・お弁当は、涼しいところで保管し、早めに食べましょう。
 - ・食べ残しの食品は思い切って捨てましょう。
- ◆バーベキューなどをするときは
 - ・生肉には0-157、カンピロバクター、サルモネラなどの食中毒菌が付いている可能性があります。
 - ・生肉と野菜は別々に盛り付けましょう。
 - ・「焼くときの箸」と「食べるときの箸」は区別しましょう。
 - ・肉は中心部まで十分に加熱して食べましょう。
- ◆魚釣りやハイキングをするときは
 - ・見慣れない野草やフグなどの素人調理はしないようにしましょう。

ダニ媒介性疾患にご注意を

春から秋にかけては、マダニの活動が活発になります。マダニにかまれると、病原体に感染し、日本紅斑熱や重症熱性血小板減少性症候群(SFTS)などの病気にかかり、重症化することがあります。外出するときは、次の予防対策に努めましょう。

【ダニ媒介性疾患の予防対策】

- ①マダニにかまれないこと
- ②森林や草地などマダニが多く生息する場所に入る場合は、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴などを着用し、肌の露出を少なくすること(虫よけ剤の成分を含む虫よけスプレーも有効)
- ③屋外活動後はマダニにかまれていないか確認する
- ④吸血中のマダニに気がついた際は、速やかに病院で処置を受ける
- ⑤マダニにかまれた後に、発熱などの症状があった場合は、病院に受診する

【マダニの特徴】
比較的大型(吸血前で3〜4mm)で、主に森林や草地などの屋外に生息し、日本でも全国的に分布しています。



▲フタトゲチマダニ
(国立感染症研究所昆虫
医科学部提供)

吹き付けアスベストに関するアンケート調査

熊本県では、アスベスト問題に関して、建築物のアスベスト調査に対する補助事業や、建築資材などの各種相談窓口の設置などを行っており、対策の一環として、4月から6月までの予定で、建築物のアスベスト使用実態に関するアンケート調査を行います。

所有者などの皆さまでアンケートが届きましたら、御協力いただきますようお願いいたします。なお、この調査に関連して、特定の業者のご紹介などは一切行いません。

【対象建築物】

住宅以外の鉄骨造りや鉄筋コンクリート造りなどの建築物
問 熊本県建築課 建築物安全推進室
 ☎096・333・2535

その他

無料手続相談会

日時 5月15日(金)

募 集

要約筆記者養成講座

要約筆記者養成講座の受講者を募集します。要約筆記者は、聴覚障害者、中途失聴者、難病を持つ人の社会参加を支援するため、話し言葉を文字に変えることで、コミュニケーションの支援をする人です。

◆日時
5月14日(木)〜10月29日(木)
(8月13日〜27日は休み)
毎週木曜日10時〜15時(全21回)

◆場所
熊本県身体障がい者福祉センター
(熊本市東区長嶺南2丁目3番2号)

◆講座コース
手書き・パソコンの2コース

◆受講料
3千円程度(テキスト代)

◆受講資格
高等学校卒業以上の学力を有する人。

◆定員
手書き20人、パソコン20人(先着順)

◆申込方法
4月30日(木)までに希望するコースを電話により、お申し込みください。

◆お申し込み・お問い合わせ先
熊本聴覚障害者情報提供センター
☎096・383・5595

4月12日(日)は熊本県議会議員一般選挙の投票日です

任期満了に伴う、熊本県議会議員一般選挙が執行されます。県民の代表を決める大切な選挙です。貴重な一票を無駄にすることなく、忘れずに投票しましょう。



◆投票日 4月12日(日)
◆投票時間 7時〜19時

※投票場所については、4月上旬ごろに発送する「入場券」をご確認ください。

投票日に投票所に行けない人は期日前投票ができます

◆期日前投票期間 4月4日(土)〜11日(土)
◆投票場所 氷川町役場および宮原振興局
※投票の日までに入場券が届いている場合はご持参ください。

お問い合わせ先: 氷川町選挙管理委員会(氷川町役場総務課内) ☎52-7111

各種手当額が平成27年4月支給分から変わります

手当名	平成27年3月分まで	平成27年4月分から
特別児童扶養手当(1級)	49,900円	51,100円
特別児童扶養手当(2級)	33,230円	34,030円
特別障害者手当	26,000円	26,620円
障害児福祉手当	14,140円	14,480円
児童扶養手当※(全部支給の場合)	41,020円	42,000円

※「一部支給」の場合は、所得に応じて「41,990円〜9,910円/月」となります。
また、2人以上の児童に対する加算額については、変更ありません(2人目5,000円、第3子以降1人につき3,000円)。

【お問い合わせ先】 児童扶養手当について: 町民環境課 町民環境係 ☎52-5851(直通)
児童扶養手当以外について: 健康福祉課 福祉係 ☎52-5852(直通)